





# 「カーボンフットプリント制度」

## サプライチェーンから外されないための基礎知識

握、あわせて事業者単位を超えた一体的な削減対策により全体最適化を実現するのを狙いとしている。

各段階の排出量を“見える化”すれば、対策を打つべきポイントが明確になってくる。例えば食品ラップの場合、原材料調達と包装材調達の段階では「より排出量の少ない原材料樹脂や包装材への代替は可能か」、また、生産や販売の段階では「生産プロセスの効率化、販売時点の省エネ化がはかれないか」といった対策が考えられる。

この“見える化”を通じて、事業者はサプライチェーンを構成する企業間で協力して、さらなる削減に努める、消費者は提供された情報を有効に活用して、自らの消費生活を低炭素なものに変革することが求められる。

### 「マーク」表示に基本ルール

CO<sub>2</sub>排出量を表示する基本ルールとしては、共通ラベルを使用（表示位置とサイズに関するルール、詳細表示の方法等は別途制定）、原則として、販売単位当たりのライフサイクル全体排出量の絶対値（単位はg、kg、t）で表示、原則として、商品本体または包装資材に貼付する、表示事業者は、排出量の継続的削減に向けて努力すること（数値目標は義務づけがないが、目標を宣言する場合は、以下の追加表示を認める）といった約束事がある。

表示事業者は、これらの基本表示に加え、CO<sub>2</sub>排出量に関するものにかぎり例外的表示をおこなうことができる。追加例としては 従来製品や業界標準値に対する削減率、プロセス（算定段階）別、部品別表示、使い方により排出量が少なくなるなどの表示、単位使用量、数量当たり排出量、耐久消費財における客観性を確保できる想定使用年数、地域差、季節変動、サプライヤー差を伴う表示などがある。

### 商品ごとの算定基準も策定

平成20年度に排出量の算定や信頼性の確保、表示21年6月には、標準仕様書「カーボンフットプリン

トの算定・表示に関する一般原則」が公表された。それとともに、PCR（同一商品群ごとの算定基準）原案策定計画の登録受付も始まった。22年度にかけて実際に、店頭での流通を試験的に開始していく段取りになっている。

PCR策定基準に従い、業界団体などが自主運営で定めた個別の商品に関する算定方法も順次、認定・公表していく。表示を希望する事業者は、認定PCRに基づく算定結果と、実際の表示方法についての検証結果が適切と認められれば、マークが付与される。

### 印刷物もPCRに名乗り

印刷業界の対応では、（社）日本印刷産業連合会が業界を代表して、経産省が立ち上げた実用化・普及推進研究会の「試行PCR策定自主WG」に参画するとともに、業界内部の受皿としてCFP研究会を設立して、印刷物についての対応をはかってきた。印刷物はPS版、プラスチック容器、文具とともに、先頭を切って原案策定に加わっている。

実際の印刷製品としては、容器包装と出版・商業印刷物の2つが考えられる。容器包装は商品の原材料の一部と位置づけられており、原材料調達段階での対応が急がれる。素材別の一次データを早急に収集する必要がある。紙容器包装については、日印産連が主体となってこの10月までにPCRを策定する予定だ。

また、出版・商業印刷物は商品そのものになっているので、生産過程をもっている印刷会社自身としての、PCR策定のための主体的な取り組みが欠かせない。日印産連では7月中にも策定を完了し、平成21年度の調査研究事業のなかで運用を検証していく。

印刷会社は、商品を製造・販売する顧客のサプライチェーンに加わっており、PCR策定の知識が不可欠である。と同時に、パッケージや商業印刷物にCO<sub>2</sub>マークを印刷する立場である以上、早い段階からマークの表示ノウハウを正確に知っておく必要があるだろう。


**FUJIFILM**

「使いやすさ」と「環境性能」の、揺るぎない両立。

i-Communication

環境対応型 印刷関連薬品群 [エコリ-ケミカルシリーズ]

## ECOLI-CHEMICAL SERIES

**ECOLITY-W62**

低VOC洗浄液

VOCを大幅にカットした、ブランケットおよびインキローラーのインキ洗浄液。引火点が62°C以上と高いため、安心して取り扱え、また、洗浄面は灯油系油の2倍以上と、「環境性」と「洗浄力」を高いレベルで両立。

**nonVOC-ECOLITY 200**

高性能non VOC湿し水

**zeroIPA-ECOLITY 20**

完全ゼロIPA湿し水

**ECOLITY-1/2**

新世代CTP/PS湿し水

**ECOLITY-w1/w2**

オフ輪用湿し水